

令和3年4月（第4回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

11番 渡邊 義幸

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について  
日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について  
日程第4 報告第3号 許可不要転用届について  
日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地の転用のための許可申請について  
日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について  
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について  
日程第9 議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について  
日程第10 令和3年 第5回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	姫野 幸徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

## 7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和3年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、11番渡邊義幸委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番齊藤保委員、10番中川恭一委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。  
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利  
移動の許可申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。  
番号1番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

4月1日に富永推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は大豆、大根、白菜で、申請地には高菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数69年、年間150日、長男が経験年数6年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、6,950㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

4月2日に現地確認立ち合い後に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕運機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、柿で、申請地には柿を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、20,585㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、取得地周辺の農地を元々保有されておりますし、本人にも聞き取りを行いましたので、問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

4月7日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては9番中村光博委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(9番委員)

4月5日に守江推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について中村光博委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、番号2番につきましては6番渡邊久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。



(6番委員)

4月7日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建売住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 番号3番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番につきましては同一申請者の案件でございますので合わせて、2番齊藤保委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

4月2日に緒方推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回は、所有権移転の部の番号3と賃借権設定の部の番号1の転用事業者と転用目的が同一のため、併せてご報告します。

今回の申請は、どちらも申請者が資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から建設機械・資材置場として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号3番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用賃借権設定の部 番号1番につきましては6番渡邊久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

4月7日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が宅地拡張を行う案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は第1種農地ですが、既存の宅地の2分の1を超えない範囲の拡張ため、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われま

す。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は、以前から宅地の一部として利用されていたため、今回、始末書を添付し

今後は、農地法を遵守することです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農業委員会分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号1番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてはのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。  
本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、所有権移転の部番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しま

すので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

番号1番につきまして12番坂田俊明委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いします。

(12番委員)

報告いたします。

3月22日に譲受人と熊本県農業公社、渡邊久則委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、米及びニラを中心に農業経営を行っており、耕作面積は約4町あります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作している農地の隣接地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われまます。

委員の皆様のご審議宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に番号2番についても12番坂田俊明委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いします。

(12番委員)

報告いたします。

3月22日に譲受人と熊本県農業公社、渡邊久則委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、米及び柿を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約2町1反あります。

今回の申請地は、譲受人が耕作している農地の隣接地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われまます。

委員の皆様のご審議宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和3年第5回委員会の日時について申し上げます。次回は5月12日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。  
閉会をさせていただきたいと思います。  
閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員